

青森県報

号外第百三十三号

平成三十年
十月十五日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……一
- 青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……一
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………(情 報 システム課) ……二
- 青森県教育委員会……………(教 育 委 員 会)
- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職 員 福 利 課) ……二

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次の

ように改正する。

第八条中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改め、同条第一号中「日本アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会」及び「日本女子アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会」を削り、「アジアンツアープンゴルフ選手権競技会」を「アジアパシフィックオープンゴルフチャンピオンシップ競技会」に、「及び日本ジュニアゴルフ選手権競技会」を「日本ジュニアゴルフ選手権競技会及びJGA杯J-Systemゴルフ選手権競技会」に改める。

第十六号様式の中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同様式のその二中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

附 則

この規則は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び第十六号様式のその二の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成二十七年十二月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第三条第四項中「第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第五条第四項中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表スポーツ健康課の項中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

第九条の二第十六号中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に、「第八十回国民体育大会」を「第八十回国民スポーツ大会」に改める。

第十六条の八第一項中「国体準備室」を「国民スポーツ大会準備室」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭